

佐賀県告示第66号

公金事務取扱要領（平成4年佐賀県告示第226号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月8日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 取引店 指定金融機関及び指定代理金融機関の店舗のうち、公金の収納及び支払の事務を行うため、知事が<u>告示して</u>指定する店舗をいう。</p> <p>(3) 緊急支払店 指定金融機関の店舗のうち、<u>か</u>いの緊急の支払の事務を行うため、知事が<u>告示して</u>指定する店舗をいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 取引店 指定金融機関及び指定代理金融機関の店舗のうち、公金の収納及び支払の事務を行うため、知事が<u>公示して</u>指定する店舗をいう。</p> <p>(3) 緊急支払店 指定金融機関の店舗のうち、<u>か</u>いの緊急の支払の事務を行うため、知事が<u>公示して</u>指定する店舗をいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。